

写

東近江市農村まるごと保全広域協定書

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、東近江市農村まるごと保全広域協定と称する。

(協定の対象となる個別組織・団体)

第3条 この協定の対象となる個別組織・団体は、別紙に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める個別組織・団体の協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、東近江市長の認定のあった日から令和9年3月31日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定に参加する個別組織及び団体（以下「協定参加団体」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (3) 施設の軽微な補修のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (4) 農村環境の保全のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (5) 多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (7) その他の事業

①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業

2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

(協定参加団体の役割)

第7条 協定参加団体の役割分担は別紙のとおりとする。

2 協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与える恐れのあるときは、当該団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(施設のリスク管理と機能保全のための全体構想の策定)

第8条 第10条に定める運営委員会は、本協定の対象とする施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を協定参加団体と協議の上、策定するものとする。

(協定参加団体間の協力)

- 第9条 協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。
- 2 協定参加団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第10条に定める運営委員会に報告するものとする。
 - 3 前項の場合、運営委員会は協定参加団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
 - 4 活動の実施に伴い、協定参加団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

第10条 この協定の運営に関する事項を処理するために、東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、協定参加団体の代表をもって構成する。
- 3 委員会に次の役員を置く。
 - 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 会計 1名
 - 監査役 2名
- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 8 監査役は委員会の会計の監査を行う。
- 9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第11条 協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与える恐れのあるときは、協定参加集落及び他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市又は土地改良区が管理する施設に関し、協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市又は土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

(協定内容の変更及び廃止)

第12条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

附則

- 1 本協定書は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を東近江市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及び他の協定参加団体の代表が保管する。

令和4年5月23日

東近江市八日市緑町10番5号
東近江市農村まるごと保全広域協定運営委員会
会長 大谷 定治

東近江市八日市緑町10番5号
東近江市長 小椋 正清

別紙

(協定参加団体の役割)

| 個別組織・団体等 | 役割 |
|---------------------|---|
| 上平木町地域環境保全会 | ・個別組織内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 |
| 平田町農村環境保全活動組織 | |
| 柏木地区の農業環境を守る会 | |
| 下羽田環境保全会 | |
| 中羽田環境保全会 | |
| 南方農地環境保全協議会 | |
| 羽田西まるごと保全隊 | |
| 北方まるごと保全協議会 | |
| 平石の田園環境守り隊 | |
| 東市辺の水土里 | |
| 棟塚町環境保全協議会 | |
| 三津屋町保全協議会 | |
| 布施町環境保全協議会 | |
| 蛇溝町環境保全の会 | |
| 瓜生津エコ東雲会 | |
| 土器町環境保全協議会 | |
| チャレンジ!好きです元気村上大森 | |
| 布引の郷大森町「自然との共生」を守る会 | |
| 尻無町環境保全組合 | |
| 柴原南町環境保全協会 | |
| 林田町水と環境を守る会 | |
| 妙法寺町環境保全協議会 | |
| 野村町穂たる会 | |
| 神田町水と環境を守る会 | |
| 川合寺町自治協議会 | |
| 建部瓦屋寺町環境保全の会 | |
| 建部上中北環境保全会 | |

別紙

(協定参加団体の役割)

| 個別組織・団体等 | 役 割 |
|-----------------------|-----|
| 豊かな郷づくり建部北町 | |
| 建部堺町めだかの学校 | |
| 小今町環境保全協議会 | |
| 宿みつくり会 | |
| 小脇環境保全の会 | |
| 今里環境保全の会 | |
| 東近江市市原地域農地・水環境保全組織委員会 | |
| 山上町農村環境保全活動委員会 | |
| 山本ふるさとを守る会 | |
| 新堂ふるさとを守る会 | |
| 木流水と緑を守る会 | |
| 平阪保全の会 | |
| ふるさと伊野部の会 | |
| 五個荘奥町環境保全協議会 | |
| 金堂農水環境保全協議会 | |
| 4M-T SUKAMOTO | |
| きぬがさ楽土会 | |
| 七里町環境保全組合 | |
| 日吉環境保全の会 | |
| 宮莊町環境保全協議会 | |
| 築瀬環境保全会 | |
| みどりのまち保全組合 | |
| 園農地水協議会 | |
| 大林環境クラブ | |
| 下中野菜の花会 | |
| みらいず池之尻 | |
| 小倉町農村まるごと保全隊「豊満の郷・小倉」 | |

別紙

(協定参加団体の役割)

| 個別組織・団体等 | 役 割 |
|-------------------|-----|
| あおやまの里 | |
| 曾根町環境保全協議会 | |
| なかと田園環境を守る会 | |
| 鯫江まるごと保全会 | |
| 僧坊まるごと保全協議会 | |
| 湯屋町地域協議会 | |
| レツツ エコやなぎ | |
| 祇園町環境保全協議会 | |
| 小八木環境保全協議会 | |
| ふるさと平松を守る会 | |
| 中一色町環境・保全の会 | |
| 大沢町環境保全協議会 | |
| 北花沢まるごと保全隊 | |
| アグリ・エコ俱楽部「よみあいどう」 | |
| 中里町環境保全協議会 | |
| 勝堂町環境保全協議会 | |
| 北菩提寺環境郷造り | |
| Eco-らんど南善 | |
| エコプロジェクト笑人 | |
| 小田莉町環境保全会 | |
| 大清水町農地・水・環境保全協議会 | |
| 南清水農村環境保全推進協議会 | |
| 清水せせらぎネット | |
| 野瀬出環境保全会 | |
| 垣見町環境保全向上委員会 | |
| ウィラヴ川南 | |
| 新宮西環境向上推進委員会 | |

別紙

(協定参加団体の役割)

| 個別組織・団体等 | 役 割 |
|-------------------|-----|
| 乙女浜農村まるごと保全協議会 | |
| 安楽寺環境保全の会 | |
| 北須田田園環境を守る会 | |
| 南須田環境を守る会 | |
| 伊庭町環境保全の会 | |
| 山路町土地保全隊 | |
| 栗見新田いきいき農村 | |
| 魚のゆりかご水田協議会 | |
| 平林町環境保全の会 | |
| 石塔一区農地・水・環境委員会 | |
| 人魚の郷環境保全隊 | |
| 桜川東環境保全の会 | |
| 桜川西町環境保全対策事業部 | |
| 西出環境整備協議会 | |
| 川合本郷環境保全会 | |
| 上本郷環境保全協議会 | |
| 木村まるごと保全向上会 | |
| 福垂農地水協議会 | |
| 鎧物師の資源・環境を守る会 | |
| 岡本行基の里保全委員会 | |
| 上麻生農水環保協議会 | |
| 宮川町環境保全協議会 | |
| 外原農村まるごと保全隊 | |
| 宮井町環境保全協議会「たのしの郷」 | |
| 萬巻地区自然と人の輪活動組織 | |
| 横山環境保全協議会 | |
| 合戸地区農村環境委員会 | |

別紙

(協定参加団体の役割)

| 個別組織・団体等 | 役 割 |
|-----------------|-----|
| 上南明るい町作り会 | |
| 市子沖環境保全向上協議会 | |
| 市子川原環境保全協議会 | |
| 下麻生農村保全の会 | |
| 蒲生堂町農村保全の会 | |
| 芝原町農地・水・環境保全会 | |
| 日吉の郷を守る会 | |
| 百済寺本町農村保全協議会百楽田 | |
| 躑光寺環境保全会 | |
| 小川農村環境協議会 | |
| 阿弥陀堂環境保全 | |
| 新宮東友愛ネット | |
| 大塚町環境保全会 | |
| 綺田環境保全会 | |
| 川合東出環境を守る会 | |
| ふるざとを守り田井 | |
| 鈴環境保全会 | |
| 環境ふれあいの町下二俣 | |
| わなみ郷づくりの会 | |
| 高野山里の会 | |
| 青野地区環境保全会 | |
| 小幡農事改良組合保全部 | |
| ふるさと平尾保全の会 | |
| 北坂まるごと保全協議会 | |
| 愛東外町地域資源保全会 | |
| 長町地域保全協議会 | |
| 池庄町環境保全活動協議会 | |

別紙

(協定参加団体の役割)



| 個別組織・団体等 | 役 割 |
|-------------------|---|
| 今町農業環境保全会 | |
| 福堂町環境保全の会 | |
| 畠田里山保全の会 | |
| 甲津畠ふるさと保全会 | |
| 相谷土偶の里を守る会 | |
| 田園を愛するチームみその活動組織 | |
| きたごや百笑座 | |
| 池田環境保全会 | |
| 蒲生大森町農地水委員会 | |
| 大覚寺保全会 | |
| 中小路農村まるごと保全会 | |
| 五智町地域環境保全会 | |
| 市子松井農村保全会 | |
| 東近江市水田農業活性化協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地対策、濁水防止等連携を図る。 ・経営所得安定対策を利用した、高収益作物や集積等の後押しを図る。 |
| 五個荘土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> ・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 |
| 愛東土地改良区 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別組織が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 |
| 湖東土地改良区 | |
| 能登川土地改良区 | |
| 蒲生地区土地改良施設維持管理協議会 | |

